

第3期明日香村国民健康保険データヘルス計画及び第4期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画策定業務仕様書

1 概要

この業務は、明日香村国民健康保険被保険者の保健事業の実施計画である「第2期明日香村国民健康保険データヘルス計画」及び「第3期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画」が令和5年度をもって計画期間が終了するにあたり、現計画の最終評価、現状分析、次期計画の重点目標、目標達成のための実施事業の検討をおこない、令和6年度から開始する次期6か年の計画を策定する業務である。

2 目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」としている。データヘルス計画には健康・医療情報を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すこととある。本村においてこれらの背景を踏まえ、被保険者の健康保持増進のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の評価・検証を行うと共に、令和6年度～11年度を計画期間とする第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する。

3 業務名

令和5年度 第404号

第3期明日香村国民健康保険データヘルス計画及び第4期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画策定業務

4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

5 業務の内容

(1) 提供する医療情報データを用いて現状分析を行う。

提供する医療情報データ

- ①特定健診等受診結果データ
- ②特定保健指導利用結果データ
- ③医科・調剤のレセプトデータ
- ④被保険者データ
- ⑤国保データベース（KDB）システム出力帳票

⑥分析等に必要と認められるデータで、村が提供可能なもの

(2) 現行計画の評価支援

現行計画の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、本村がまとめた実施状況の評価に対して、現状分析の結果を踏まえたうえで、次期計画で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

(3) 次期計画の作成

(1)の結果を踏まえたうえで、次期計画を作成する。作成にあたっては、県が策定する「医療費適正化計画」村が策定する「健康づくり計画」「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等と整合させる必要があるため、本村と連携のうえ作成すること。なお、次期計画については、厚生労働省「データヘルス計画作成の手引き」及び厚生労働省「特定健康診査等実施計画作成の手引き」を参照するとともに以下の項目を盛り込むこととする。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受注者は、本村と協議のうえ柔軟に対応することとする。

【第3期データヘルス計画】

- ① 計画の基本的事項
背景／計画期間／計画の位置づけ／実施体制・関係者連携
- ② 保険者の特性把握
人口構成／医療基礎情報／介護保険の状況／死因の状況
- ③ 現行計画の考察
- ④ 医療費等分析
- ⑤ 保健事業実施計画
- ⑥ 計画実施に係るその他事項
計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

【第4期特定健康診査等実施計画】

- ① 計画の基本的事項
計画策定の趣旨／計画期間／計画の位置づけ
- ② 現行計画の考察
- ③ 特定健康診査・特定保健指導分析
健診受診率の推移／メタボリックシンドローム該当状況／検査項目別有所見者割合／質問別回答状況／特定保健指導実施率の推移／リスク因子別該当状況
- ④ 特定健康診査等実施計画
目標／対象者数推計／実施方法／実施スケジュール
- ⑤ 事業運営に係るその他事項
計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

(4) 会議等運営支援

担当事務局・関係部署との協議打ち合わせ（適宜実施）
計画の調査・策定・進行に係る打ち合わせを適宜行う。

6 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 計画書 A4版 1色刷り 50部
- (2) 概要版 A4版 カラー刷り50部
- (3) (1)(2)の電子データ一式
- (4) 調査・分析の過程で得られた統計資料（電子データ）

7 その他の特記事項

- (1) 相互が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (2) その他、業務仕様書に定めのない事項については、相互が協議して定める。
- (3) 本委託における業務内容実施に係る経費については、全て受託者の負担とする。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が別途協議して決めるものとする。

8 委託料の請求及び支払い

委託業務完了後、明日香村の行う検収に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。明日香村は、受託者から請求があった場合は、その内容を点検し、適法と認めるときは、請求に関わる文書を受理した日から30日以内に、受託者に請求額を支払うものとする。

9 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法及び「明日香村個人情報保護施行条例」に基づいて行う。

(1) 情報セキュリティ対策

- ① 本委託事業の内容は、すべて秘密保持の対象となるので、受託者は本業務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- ② 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークに基づき、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。また、受託者は、登録証等の写しを村に提出すること。

(2) 対象者に係るデータ

- ① 本委託事業で発生する個人情報を含むデータの受け渡しについては、個人情報保護に配慮した方法により行う。
- ② 本委託業務で使用したデータや媒体については、業務終了次第速やかに明日香村に返却すること。

(3) その他

受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

10 事故などへの対応

本委託業務に係る事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は事故やトラブルが生じた時には、適切な措置を講ずるとともに、直ちに明日香村へ報告しなければならない。